

落札者決定基準

(令和8年度大阪市発達障がい児等特別支援教育相談事業委託（概算契約）)

1 落札者の決定について

落札者の決定にあっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、本市にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価となる「価格点」と、提案内容の評価となる「技術点」を加えた「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。

なお、審査の結果、総合評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、くじ引きにより決定する。また、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する選定会議において、学識経験を有する者の意見を聞くものとする。

2 評価点について

（1） 価格点（30点満点）

予定価格に対する比率に応じ、入札価格が安価であるほど加点する。

【計算式】 $30 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) = \text{価格評価点}$ （小数点以下切り捨て）とする。

ただし、入札価格が予定価格超過する場合は、本市が想定する基準を満たしていないものとし、落札者としない。

（2） 技術点（70点満点）

入札参加者から提出された提案書に対し技術点を付与する。技術点の評価の項目及び配点は次の通りとする。

審査項目	審査基準	配点
事業目的及び委託内容の理解度	①本事業の目的を正しく理解した企画内容となっているか。	10
事業の専門性	②相談業務従事者と配置計画は事業の目的を達するために十分なものとなっているか。	10
	③事業を遂行するにあたって、より効果的な相談体制、運用体制を整えているか。	15
事業の現実性	④事業計画はニーズを反映できるものとなっているか。	10
	⑤事業計画は具体的で、かつ実効性は高いか。	15
事業の信頼性	⑥本業務実施にあたって十分な実績と、安定した運営基盤を有しているか。	10
合 計		70

※各項目の6割の点数を最低基準点とし、1項目でも最低基準点に満たない法人は選定の対象としない。

審査基準は概ね次のとおりとする。

	配点5点 の場合	配点10点 の場合	配点15点 の場合	配点20点 の場合
非常に的確・非常に効果的・非常に優秀	5	10	15	20
的確・効果的・優秀	4	8	12	16
普通	3	6	9	12
やや不十分	2	4	6	8
不十分	1	2	3	4

※採点は1点刻みも可能である。

選定会議において、上記基準に基づいて審査項目ごとに学識経験者が採点した結果を平均（小数点以下切り捨て）した点数が技術点となる。

（3）総合評価点（100点満点）

価格点と技術点の合計により算出する。